

## 第1編

## 民法総則

## 2 自然人（権利の主体①）

## (3) 行為能力

## ク 制限行為能力者制度のまとめ

制限行為能力者	定義・要件	保護者（※1）の種類	保護者の権限の種類			
			代理権	同意権	追認権	取消権
未成年者	18歳未満の者（4条）	親権者または未成年後見人	○ (824条、859条1項)	○ (5条1項本文)	○ (122条)	○ (5条2項、120条1項)
成年被後見人	① 事理弁識能力を欠く常況	成年後見人	○ (859条1項)	× (※2)	○ (122条)	○ (9条本文、120条1項)
	② 家庭裁判所の後見開始の審判（7条）					
被保佐人	① 事理弁識能力が著しく不十分	保佐人	△ (876条の4第1項)（※3）	○ (13条1項)	○ (122条)	○ (13条4項、120条1項)
	② 家庭裁判所の保佐開始の審判（11条）					
被補助人	① 事理弁識能力が不十分	補助人	△ (876条の9第1項)（※3）	△ (17条1項)（※4）	△ (122条)（※4）	△ (17条4項、120条1項)（※4）
	② 家庭裁判所の補助開始の審判（15条）					

※1 「未成年後見人」「成年後見人」「保佐人」「補助人」は、全て① 複数でもよく、② 法人でもよい。

※2 同意に基づつく的確な行為が期待できないため、成年後見人には同意権がない。

※3 代理権付与の審判がなされたときに限る。

※4 同意権付与の審判がなされたときに限る。